

丹波東部(竹田川流域圏) 地域総合治水推進協議会について

- ✚ 総合治水条例の背景
- ✚ 総合治水条例の概要

総合治水条例の背景

① 度重なる大雨をもたらす甚大な被害

近年、台風災害による県内の主な被害

平成2年

台風第19号・
秋雨前線

■死者行方不明者 44名
■住宅全半壊 約1,100棟 床上・床下浸水 約66,000棟

既往洪水規模での河川整備を実施

平成16年

台風第23号

■死者行方不明者 26名
■住宅全半壊 約7,900棟 床上・床下浸水 約10,800棟

平成21年

台風第9号

■死者行方不明者 22名
■住宅全半壊 約1,100棟
床上・床下浸水 約1,800棟

避難判断に役立つ
危険情報の活用が不十分

台風が連続して襲来

平成23年

台風第12号

■県内47箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)
■床上・床下浸水 約6,800棟

台風第15号

■県内22箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)
■床上・床下浸水 約300棟

平成2年 台風第19号・秋雨前線

円山川の氾濫により冠水した
JR山陰本線玄武洞駅付近



濁流に洗われる荒湯付近



水没した豊岡市新田地区



平成16年 台風第23号

洲本川 (桑間橋周辺) の被害状況



武庫川 (生瀬橋周辺) の被害状況



船場川 (富士才橋) の状況



豊岡総合庁舎駐車場の浸水状況



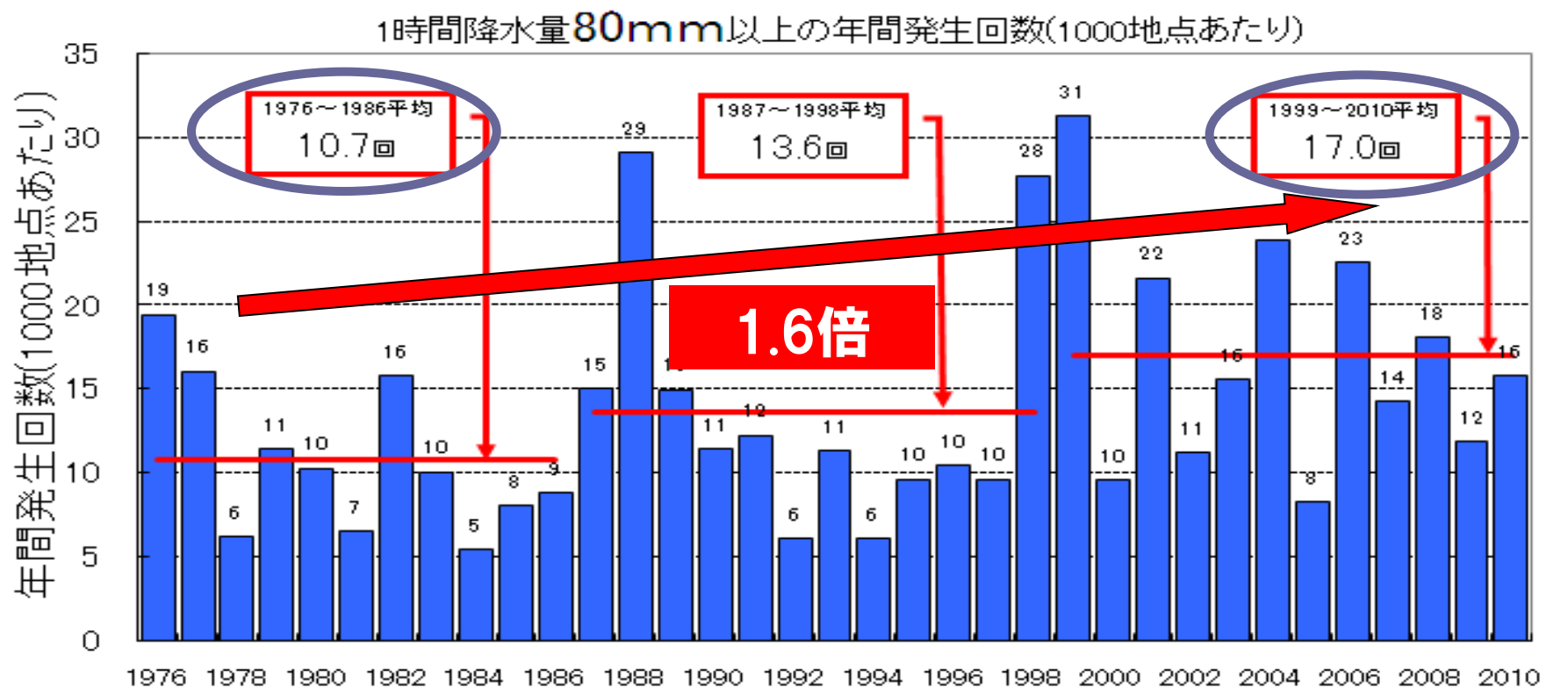
平成21年 台風第9号

佐用川の被害状況



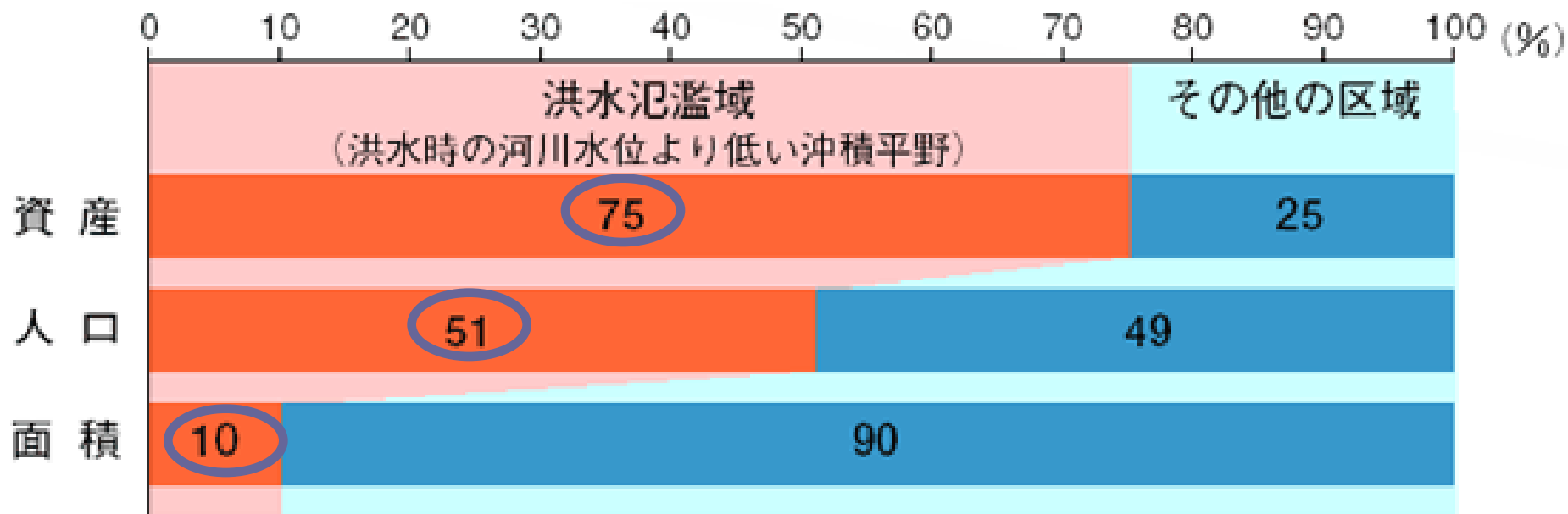
② 大雨が発生する頻度の増加

30年前と比較すると、猛烈な雨（80mm/h以上）
が降る回数は**1.6倍**に上昇（年間10.7回→17.0回）
*50mm/h以上では1.3倍



③ 洪水氾濫域に人口・資産が集中

浸水するおそれのある土地（洪水氾濫域）に、
人口の半分、資産の8割が集中



④ 都市化等による浸水被害構造の深刻化

人口高齢化・環境問題・都市化等の社会情勢の変化に連動して、**浸水被害構造が複雑・多様化（深刻化）**

- ①人口高齢化 → “災害時要援護者” に対する防災上の課題が顕在化
- ②地域コミュニティの希薄化 → 地域防災の弱体化（情報伝達の遅れ、消防団の減少等）
- ③「水害廃棄物」の処理問題 → 膨大量の回収・運搬・仮置・分別・処分の対応
- ④都市空間の高度利用
（地下空間の利用） → 地下空間の浸水被害
- ⑤生活の電子化・高度化
（デジタル家電の普及等） → 家財の被害規模拡大

■ 総合治水条例の施行の背景

① 度重なる大雨が
もたらす甚大な浸水被害

② 大雨が発生する
頻度の増加

③ 洪水氾濫域に
人口・資産が集中

④ 都市化等による浸水
被害構造の深刻化



河川や下水道の整備といった

『これまでの河川下水道対策』

だけでは、被害を防ぐことは困難となってきました。

総合治水条例の概要

■ 総合治水条例の概要

条例の目的

- ① 総合治水の基本理念を明らかにする。
- ② 総合治水に関する施策を定める。
- ③ 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

条例の特徴

- ① 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**。
- ② 総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、県土を11の地域に分け、各地域で「**地域総合治水推進計画**」を策定する枠組みを規定。
- ③ 雨水の流出量が増加する**一定規模以上の開発行為**を行う開発者等に対し「**重要調整池**」の設置等を義務化。

総合治水条例の概要

条例の構成

- 総則（第1条～第5条）
- 地域総合治水推進計画（第6条・第7条）
- 河川下水道対策（第8条・第9条） 【ながす】
- 流域対策（第10条～第37条） 【ためる】
- 減災対策（第38条～第50条） 【そなえる】
- 県民相互及び他の行政機関との連携（第51条～第54条）
- 雑則（第55条～第57条） ■ 罰則（第58条～第61条） ■ 附則

第1章 総則

第1条 定義

これまでの治水

河川・下水道の整備

河川下水道対策

「たかす」

+

＜効果的に組み合わせ＞

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる

流域対策

「ためる」

+

浸水した場合の被害を軽減する

減災対策

「たえる」



これからの治水

「総合治水」

第2条 基本理念

- ◆総合治水は、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水被害を軽減することを目的として推進します。
- ◆総合治水は県・市町・県民が、相互に連携し、協働して推進します。
- ◆総合治水は、環境の保全と創造に配慮して推進します。

第1章 総則

第3～5条 県の責務、市町の責務、県民の責務

県の責務

総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務

各地域の特性を生かした施策の策定・実施

県民の責務

- ・ 雨水の流出抑制と浸水発生への備え
- ・ 行政が実施する総合治水に関する施策への協力

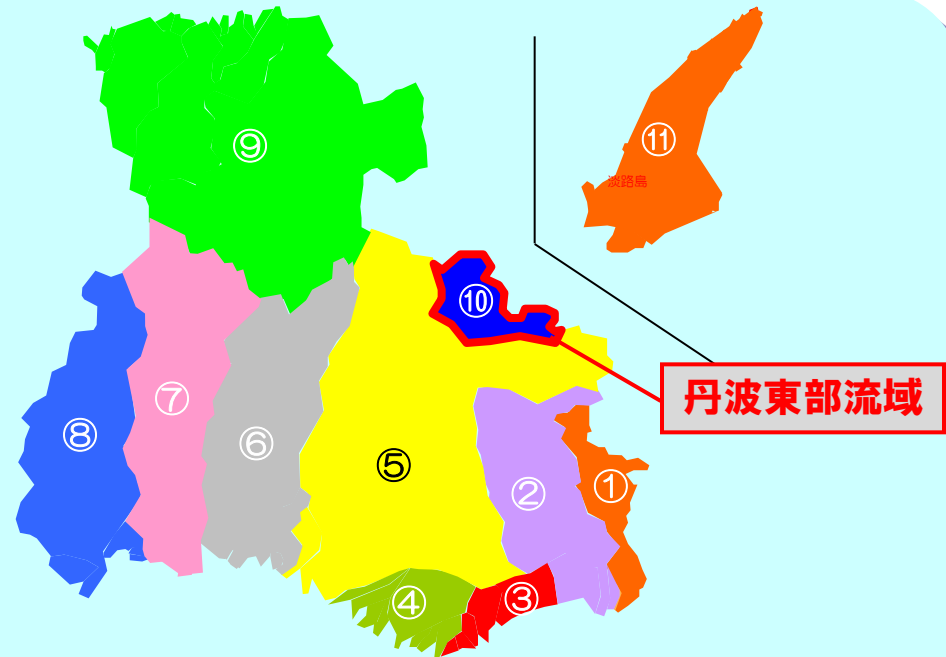
連携・協働



第2章 地域総合治水推進計画

第6条 地域総合治水推進計画

流域を基本とし、県民生活・産業・地域の特性を考慮して、推進計画の策定単位となる
11の「**計画地域**」を知事が設定



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

① 阪神東部	猪名川(尼崎市、伊丹市他)	⑦ 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
② 阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)	⑧ 西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)	⑨ 但馬	円山川(豊岡市、養父市他)
④ 神明	明石川(神戸市、明石市)	⑩ 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
⑤ 東播磨 ・北播磨・丹波	加古川(加古川市、西脇市他)	⑪ 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
⑥ 中播磨	市川(姫路市、市川町他)		

第6条 地域総合治水推進計画

推進計画に定める事項

- ① 総合治水の基本的な目標
- ② 総合治水の推進に関する基本的な方針
- ③ 河川下水道対策に関する事項
- ④ 流域対策に関する事項
- ⑤ 減災対策に関する事項
- ⑥ 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- ⑦ その他総合治水を推進するにあたって必要な事項

第2章 総合治水推進計画

第7条 総合治水推進協議会

地域総合治水推進計画を策定するときは、計画地域ごとに総合治水推進協議会※を設置し、広く県民から意見を聴きます。



第3章 河川下水道対策『ながす』

第8・9条（第53・54条）

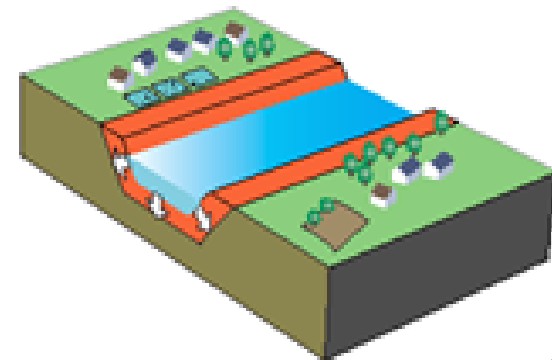
河川下水道
対策
ながす

流域対策
ためる

減災対策
そなえる

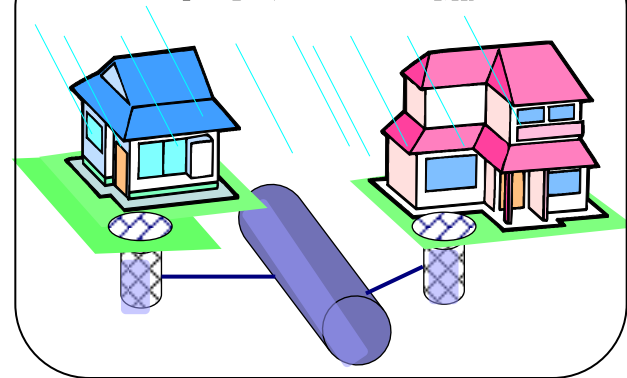
① 河川の整備及び維持

河川の整備



② 下水道（雨水）の 整備及び維持

下水道の整備



河川下水道対策
ながす

流域対策
ためる

- ③ 開発行為に伴う調整池の設置
- ④ 調整池の適正管理
- ⑤ 土地の遊水機能の維持
- ⑥ 出水時における河川への
ポンプ施設の運転調整

調整池

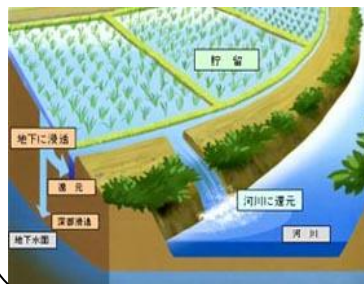


- ⑦ 雨水貯留浸透機能の備え・維持
- ⑧ 貯水施設における
雨水貯留容量の確保
- ⑨ 森林整備による保水力の
維持、向上

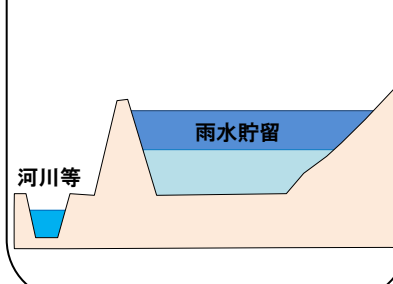
グラウンド貯留



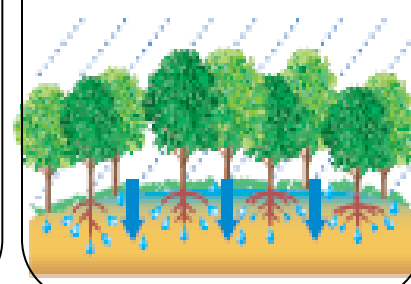
水田貯留



ため池の活用



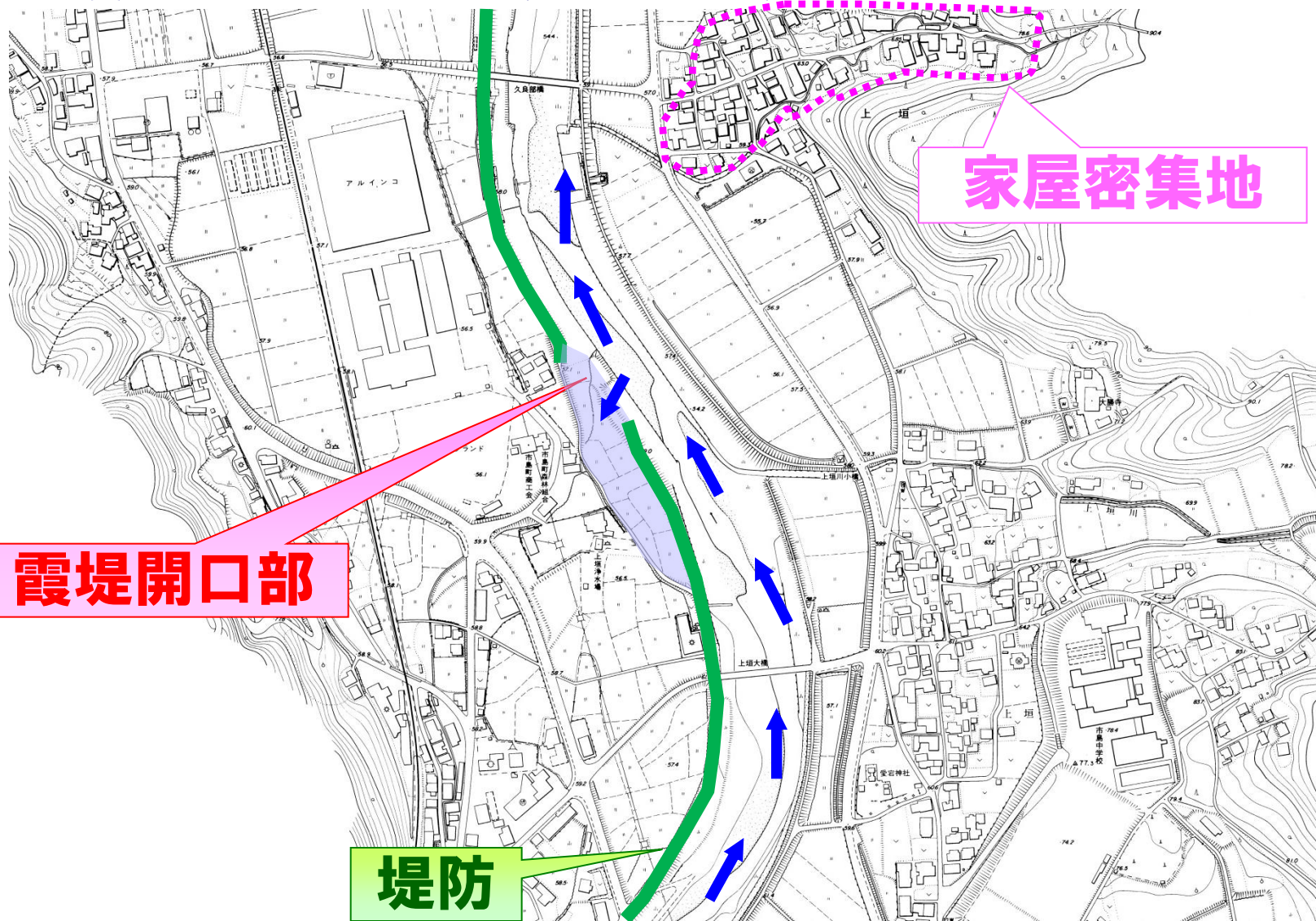
森林の保水



減災対策
そなえる

■ 浸水被害軽減のための伝統的な工法 ①

■ 霞堤：竹田川（兵庫県）



霞堤開口部

家屋密集地

堤防

浸水被害軽減のための伝統的な工法 ②

越流堤：竹野川（兵庫県）

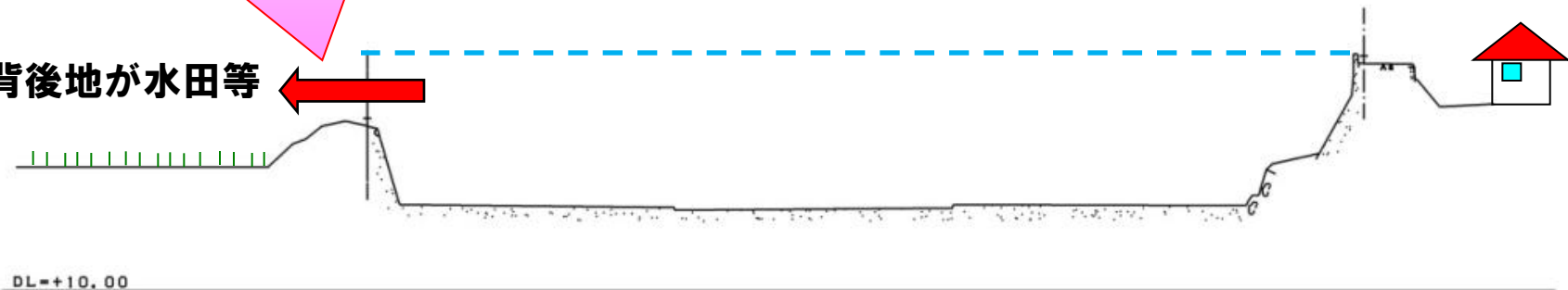


堤内地に溢れさせて、
下流への流量を低減

横断面図（6.0k付近）

背後地が家屋

背後地が水田等

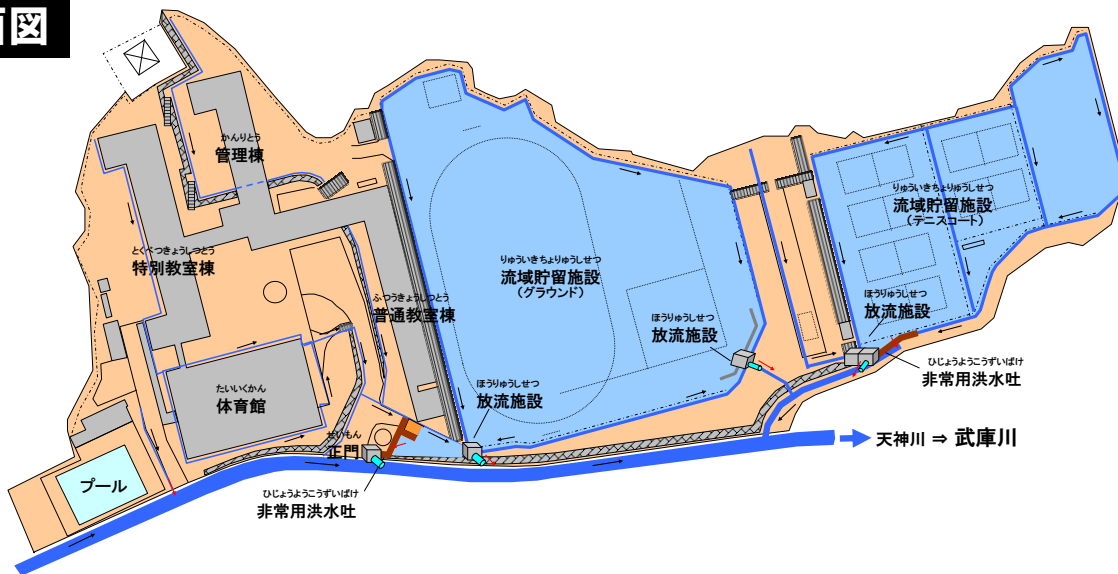


近年の総合治水

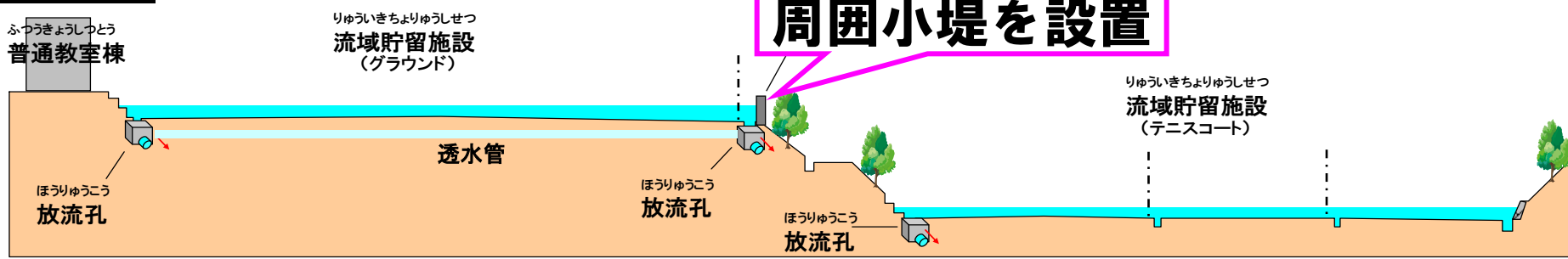
校庭貯留：県立宝塚東高校(兵庫県)

グラウンド・テニスコートに周囲堤を設置し、雨水を一時的に貯留

平面図



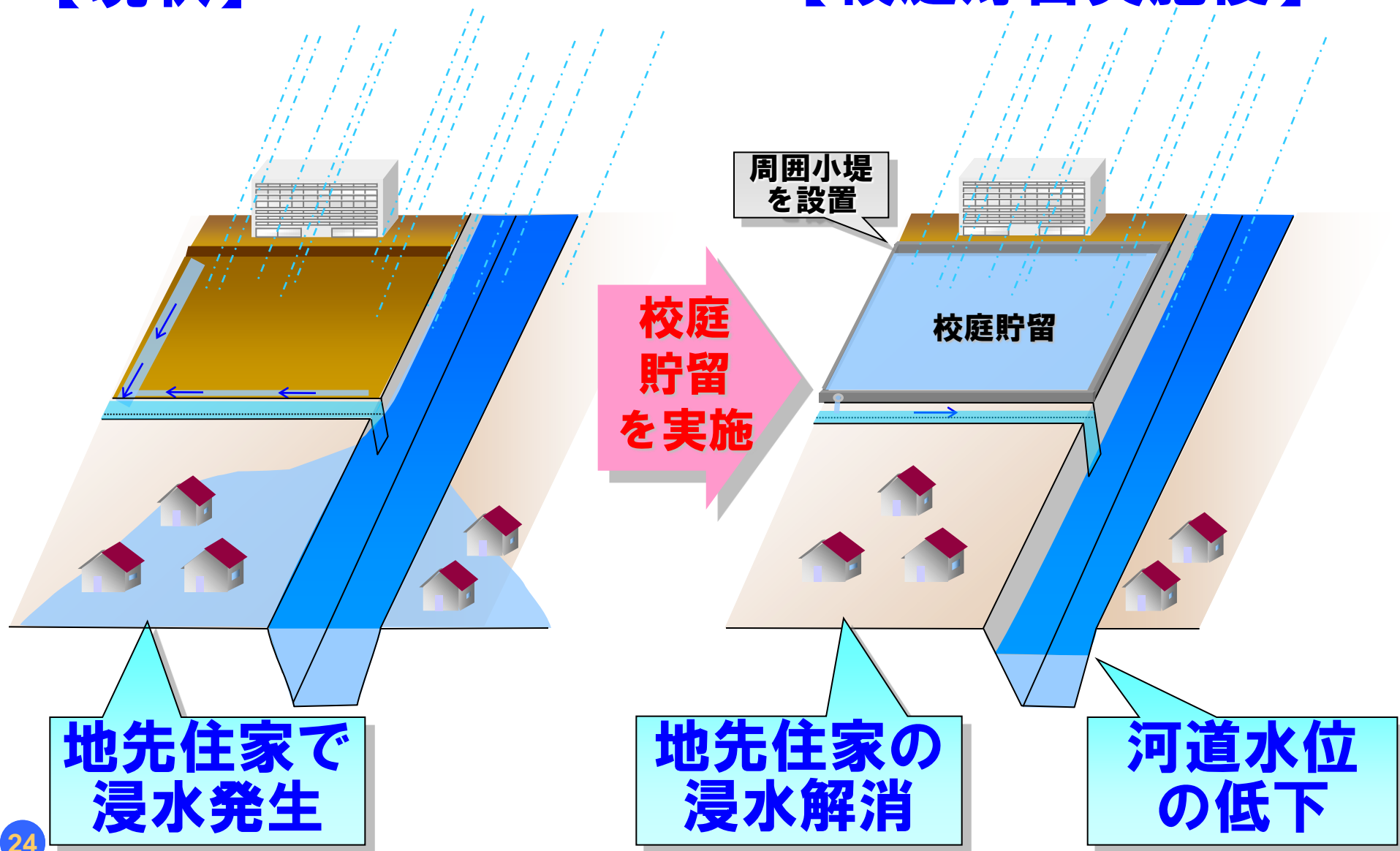
断面図



校庭貯留の効果

【現状】

【校庭貯留実施後】



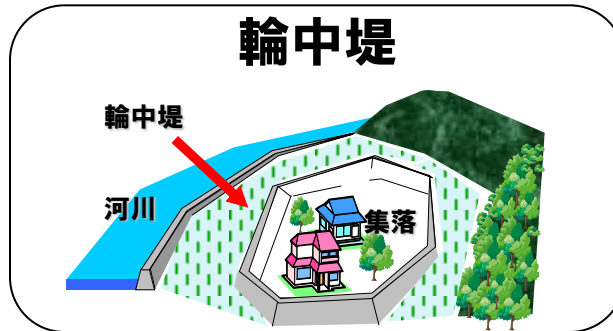
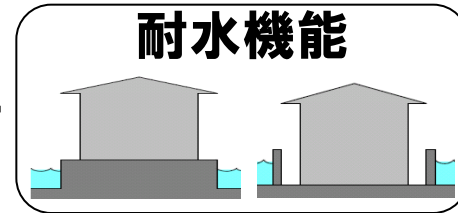
河川下水道対策

ながす

流域対策
ためる

減災対策
そなえる

- ⑩ 建物等への耐水機能の備え及び維持
- ⑪ 二線堤、輪中堤等による集落の浸水被害の防止
- ⑫ 浸水被害からの早期の生活再建（共済、保険加入等）



- ⑬ 浸水想定区域及び浸水の深さの周知
- ⑭ 浸水被害の発生に係る情報の伝達
- ⑮ 浸水被害の軽減に関する学習
- ⑯ 水防体制等の強化、防災訓練の実施



第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

第51条 県民相互の連携

県民

相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、活動団体を組織して相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとします。

県

県民相互・団体相互の連携に資する施策を行うものとします。



県民連携による「手作りハザードマップ」作成の様子
(県、市町から作成指導、費用助成等の支援)

第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

第52条 土地利用計画策定者との連携

県

土地の利用に関する計画※を定める者に対し、計画を定める場合、次のことを考慮するよう求めます。

当該土地の河川整備の状況

災害の発生のおそれの有無

水源のかん養の必要性 等

※都市計画法4条1項に規定する
都市計画その他法令の規定による
土地の利用に関する計画